

労働保険事務代行 サービスのご案内

労働保険の**煩雑**な事務手続きを**委託**しませんか？

労働保険事務組合とは、厚生労働大臣から認可を受け、事業主に代わって労働保険料の納付や労働保険に係わる各種の届出等を行う制度です。

メリット 1

事務手続きの省力化



メリット 2

事業主の労災加入



メリット 3

保険料の分割納付



委託できる事業主

- 相模原商工会議所の会員であること
- 常時使用する労働者が300人以下であること
(ただし、金融業・保険業・不動産業・小売業の場合は、50人以下、
卸売業・サービス業の場合は、100人以下の中小事業主であること)
- 事業の代表者と別世帯の者を労働者として1人でも使用していること

※従業員がいない一人親方の労災保険は、取り扱っておりません

【問い合わせ】

〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3 労働保険事務組合相模原商工会議所
TEL : 042-753-8134 FAX : 042-753-7637
URL : <https://www.sagamihara-cci.or.jp/services/anshin/daikou>



詳細は
裏面



事務委託のメリット

1. 労働保険事務の省力化がはかれます

毎年6月～7月に発生する労働保険料の年度更新手続きを労働保険事務組合が代行して行いますので、事務手続きの省力化がはかれます。

また、従業員の新たな雇入れ、退職に関わる雇用保険の被保険者資格の取得や喪失の手続きも代行して行います。

(※ただし、労災保険や雇用保険の給付手続きは代行いたしません)

2. 事業主や家族従業者が労災保険に加入できます

労災保険の適用事業であっても、事業主やその家族従業者は、労災保険の対象となりませんが、一定の要件を満たしている場合、「特別加入」として、労災保険の対象とすることができます。

3. 労働保険料の納付を3回に分割することができます

本来、労働保険料は一定額未満であれば、一回で納付を行わなければなりませんが、事務組合に事務委託をすると、額に関わりなく6月・11月・1月の3回に分割して納付することができます。

労働保険事務委託手数料規定（税込）

人 数	労災保険	雇用保険	合 計 (※労災＝雇用の場合)
0人～4人	11,000円	11,000円	22,000円
5人～9人	14,300円	14,300円	28,600円
10人～15人	19,800円	19,800円	39,600円
16人～20人	31,900円	31,900円	63,800円
21人～30人	38,500円	38,500円	77,000円
31人～40人	45,100円	45,100円	90,200円
41人以上	56,100円	56,100円	112,200円

◆注意事項

- 被保険者 0 人でも最低額を徴収
- 年度途中加入・脱退でも月割にしない
- 労災保険・雇用保険各々で計算し合算請求

労災保険

- アルバイト等を含んだ従業員数で計算
- 特別加入者も従業員数に入れて計算

雇用保険

- 雇用保険被保険者数で計算



(例) 従業員4名（うち1名パート）、役員2名の事業所の場合

【雇用保険事務委託手数料】 雇用保険被保険者 3名： 11,000 円

【労災保険事務委託手数料】 労災保険被保険者4名+特別加入2名＝計 6名： 14,300 円

合計 25,300 円